

令和2年度  
登録者用

令和2年度卒業予定の方又は旭川市外に住所を有する平成29年度以降既卒の方対象

登録  
受付中

旭川市内に定着した方の

# 奨学金返済を 支援します！



対象となる  
奨学金

独立行政法人日本学生支援機構  
第一種奨学金

※これ以外の奨学金(第二種等)は補助の対象外です。

登録受付  
締切日

令和3年3月31日(水)まで  
(書類必着)

## 登録対象となる方

令和3年度に旭川市内に定着(市内居住及び地元企業へ正規雇用により就業)し、その後3年以上継続する意思のある方で、次のいずれかの要件を満たす方。

- ▶ 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)、大学院(以下「高等教育機関」)のいずれかに在学中で令和2年度に卒業する方。
- ▶ 旭川市外に住所を有する方で、高等教育機関を平成29年度以降に卒業した方。

※地元企業:旭川市内に本社又は主たる事務所の住所を有する法人又は個人事業主(公務員又はそれに準ずる法人(独立行政法人等)は対象外)

## 補助について

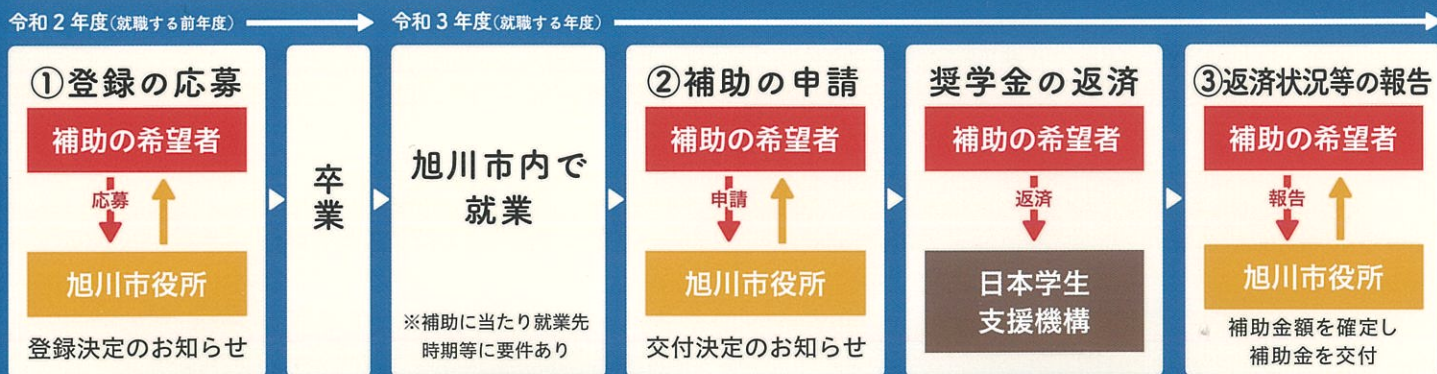
旭川市内に定着している期間のうち3年間で限度とし、奨学金の返還金として返済した金額の1/2を年度ごとに補助します。

●1年度当たりの補助上限額(高等教育機関別)

大学	86,000円	専修学校	55,000円
短期大学	55,000円	大学院(修士)	75,000円
高等専門学校	55,000円	大学院(博士)	109,000円
複数の高等教育機関	161,000円	※年度ごとに補助の申請と返済状況等の報告が必要です。	

## 返済補助の流れ (例)令和2年度卒業の場合

令和3年度～3年間 ※補助の対象期間が終了するまで、下記②、③の手続きを毎年繰り返します。



## 登録手続きの必要書類

- 旭川市若者地元定着奨学金返済補助希望者登録応募用紙(様式第1号)
- 奨学金の借入を証する書類(既卒者である場合は、奨学金返還残額を証する書類)  
※日本学生支援機構から発行を受けた返還誓約書本人控や貸与奨学金返還確認票の写し、同機構による情報提供システム(スカラネットパーソナル)の返還明細に関する画面をプリントアウトしたものなど
- 在学証明書(既卒者である場合は、高等教育機関を卒業したことを証する書類)
- 住民票(写し)(平成29年度以降の既卒者のみ)

ご利用いただくには  
就業の前年度に登録する  
必要があります。

ご注意ください!



お問合せ  
登録受付

旭川市経済部経済総務課雇用労政係 〒070-8525 旭川市6条通10丁目  
☎ 0166-25-7152 旭川市役所第三庁舎3階

✉ keizaisomu@city.asahikawa.hokkaido.jp  
旭川市若者地元定着奨学金返済補助金 検索



登録様式や  
詳しい申請内容などは  
ホームページを  
ご確認ください。